

取調べに関する問題事例一覧

	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での録音録画	検察での録音録画	担当弁護士所属会
1	2019	5月から6月	警察官取調べの録音録画を申し入れたが、「対象外事件について義務はない」という旨を言って対応しなかった事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覚せい剤取締法違反（使用）被疑事件</li> <li>・認識を争い黙秘していたところ、「バカでもわかること」「幼稚園生なのか」「嘘ばかり」という旨を言われ、連日侮辱された。公安委員会に対して苦情申入れをしたが、事実は認められないとの回答。</li> <li>・勾留中に被疑者が自殺未遂を図り、その後対応が少し変わった。取調べの録音録画を申し入れたところ、警察官は「法改正により、一般事件（対象外事件）は録画の義務がなくなった」という旨を被疑者に説明。結局、録音録画は行われなかった（検察官は録画実施）。結局、処分保留により釈放、のちに不起訴処分となった。</li> </ul>	なし	不明	茨城県
2	2019	6月から7月	警察官が強制、偽計を用いて、自白を強要した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官が黙秘する被疑者に対して「相手に対して本当に悪いと思っているのか。悪いと思っているのであればきちんと供述するはず」「逃げるのか、あなたのこの姿を被害者に見せたい」「家族が話しているのにそれでいいのか」「また逃げるのか」「この件が終わったとしてもあなたは変わらない」「このまま黙っている姿を被害者が見てどう思うか。我々もこのような状況を被害者に伝える。許してくれるだろうか」「そちらがその気なのであれば徹底的にやらせてもらう」という旨を発言。また、「一晩考えてほしい」という旨を言って供述を求めつつ、「あなたが1回ゆっくり考えるのであれば、今日の取調べはここで終わる。まだ無言を続けるのであれば夜まで取調べをやる」という旨を言い、夜間の取調べを予告した。</li> <li>・警察官が被疑者に対して、特段の聴取をせず、「何でも人のせいにする。今回は性欲が押さえられなかったせい（※そのようなことは供述していない）、あなたが黙っているのは弁護士の先生のせい。全部人のせいにして、変わらないということか」「これが終わったらすぐに出せるわけではない。引き続きよろしく願います」という旨を述べた。（※当該警察官は、この前から別件があるかのような示唆をしていたが、具体的な再逮捕等の予定はない）</li> <li>・警察官が、妻の事情聴取の際、特段の聴取はせず、「奥さんに知っておいてもらいたい」として、被疑者が本件と別に性行為をした女性について和姦かどうか調べていると述べるとともに、被疑者がその職場の後輩男性との間でやり取りしたLINEの履歴をプリントしたものを見せた。その履歴には、女性の下着の写真や、性行為中と思われる写真が写っていた。また「これが今回の被害者のものである」として、本件被害者（とされる女性）の下着の写真も見せた。さらに同警察官は、被疑者が黙秘権を行使していることについて、「取調べで話してくれない。話してくれるといいが」という旨の発言した。</li> <li>・弁護士から複数回の苦情申出を行ったところ、警察及び公安委員会から、被疑者取調べについては、黙秘権侵害の発言は認められず、適切であったとの回答があった。また、妻に対する事情聴取は、不法・不当・不必要な聴取ではなかったが、聴取の必要性についての説明の際に配慮が不足していた等の回答があった。</li> </ul>	なし	不明	大分県

	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での録音録画	検察での録音録画	担当弁護士所属会
3	2019	8月	警察官が供述を強要して調書を作成した上で、そのまま検察庁に同行させて取調べを受けさせた事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅捜索に引き続き、任意同行を求めてポリグラフ検査。引き続き取調べで被疑者に対し黙秘権の告知もないまま取調べを開始した上、「急変するときに、一緒に部屋にいたのは被疑者だけであり、2か月の乳児が、何もなくて頭の中に出血をすることはあり得ない」「何があったのか本当のことを話すように」「奥さんも取調べを受けているけれども、被疑者が本当のことを言わなければ、取調べが長くなって奥さんがかわいそうだろう」</li> <li>「本当のことを言わなければ、児童相談所に保護される期間が長引くかもしれない」という旨を言って誤導脅迫を行い、被疑者は揺さぶったかのような供述をさせられる。警察は、自供書作成を強要した上、被疑者を検察庁へ任意同行し、検察官が録音録画をして取調べを実施。</li> <li>・その後、被疑者は弁護人を選任。弁護人が苦情申出及びその後の立会を求めた。立会いを拒否されたが、黙秘前提に20分だけ取調べに応じたが、やはり刑事が自白を強要するかの態度を示したため、それ以上の取調べを拒否した。</li> <li>・警察は、それ以上の取調べを断念して、在宅のまま送検した。</li> </ul>	なし	あり	大阪
4	2020	4月	警察官が、黙秘権行使をする被疑者に暴言を吐いた事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺人被疑事件</li> <li>・黙秘権を行使する被疑者に対して、警察官が、「人を一人殺して何を開き直っているのか」「黙秘するで通っているのか」「反省している人が黙秘などしない」「黙秘する権利などない」「逃げるな」「黙秘することは卑怯だ」「人を一人殺しておいて何が黙秘だ」「人殺しなのだから反省しろ」「黙秘なんて言葉に逃げるな」「黙秘は反省していたらできない」という旨の暴言を吐いた。</li> <li>・検察官に抗議文を送ったところ、検察官は取調べ録音録画を確認し、「確かに行きすぎた言動があった」と認めた。</li> </ul>	あり	あり	第二東京
5	2020	1月	検察官が、黙秘権を行使する被疑者に、尊厳を傷つける発言をして供述を迫った事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未熟児を出産後、必要な措置を取らずに死なせたという保護責任者遺棄致死被疑事件</li> <li>・黙秘する被疑者に対し、検察官が供述するよう説得し、さらに「亡くなった赤ちゃんに対する罪の意識はないのか」「仏壇に手を合わせられるのか」という旨の発言して供述を迫った（録音録画あり）。</li> <li>・苦情申出書を提出後、検察庁より電話。そのような発言はあったが供述するよう説得するための言動であり、問題ないと判断していると回答。</li> </ul>	あり	あり	東京
6	2020	3月	警察官が、供述調書の作成を強要した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺未遂被疑事件（自白事件）</li> <li>・供述調書の作成を拒否する被疑者に対し、警察官が「作成しないのであれば最大の刑を与える」という旨を申し向けた。</li> <li>・検察官と警察署長に苦情を申し入れたところ、当該警察官は、担当から外れ、その後、検察官調書だけ作成して、勾留期限を迎えた。</li> </ul>	なし	不明	福井

	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での録音録画	検察での録音録画	担当弁護士所属会
7	2020	3月	警察官が、否認ないし黙秘する被疑者に対し、暴言を吐いて、余罪の取調べを行った事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窃盗被疑事件</li> <li>・否認ないし黙秘する被疑者に対し「正直に言え」「話をしていないことがあるだろう」「人間として返事するのが当たり前だろう」「(保釈で) 出るのであれば、きれいになってから出た方がいいのではないか」「本当のことを話さなくて子供にどのように教えるのか」「Aさんの質問に答えずに、Aさんの顔に泥を塗るのか」という旨を言った(保釈許可決定が出たことを契機に余罪である強盗事件の自白を強要する取調べが行われた)。</li> <li>・弁護士が苦情申出書を送付したところ、検察官及び県警本部から、監督対象行為とは判断しなかったが、注意喚起した旨の報告があった。</li> </ul>	不明	不明	香川県
8	2020	4月	警察官による、不当な言動(①プライバシーを侵害する不安・困惑を与えるもの、②自白を強要するもの)があった事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覚せい罪所持で逮捕・勾留→有償譲受で再逮捕・勾留。LGBTの被疑者。</li> <li>・取調官から捜査に無関係な性行為の方法等を執拗に尋ねて被疑者に不安・困惑を与えた(①)、それらについて供述を拒んだことに対して「勾留が長くなる」「再逮捕できる」という旨を述べたり、「共犯者とあっているように話せ」という旨を言って自白を強要する言動がなされた(②)</li> <li>・取調べが録音録画されたことは一度もなかった。</li> <li>・弁護士から、上記取調の直後に検事正宛に苦情申出書を送付。検察官から回答があり、調査の結果①に該当する発言はあったが、②の言動はなかったとの内容であった。</li> <li>・被疑者は、所持罪でのみ起訴された。</li> </ul>	なし	不明	函館
9	2020	4月	警察官が、取調べ中に、怒鳴るなどして自白を迫った事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妻に対する暴行被疑事件、不起訴釈放となった当日に、3ヶ月前の暴行事件で再逮捕された。</li> <li>・取調べが行われず、それを理由に勾留に対する準抗告をした矢先、警察が取調べ実施(録音録画なし)。</li> <li>・傷害致死の前科に言及され「あなたは以前傷害致死で人を死なせている。死んだ人に申し訳ないと思わないのか」「あなたのことは、裁判所も検事も弁護士も誰も信用しない」「刑務所に行くのがそんなに怖いのか」という旨を言われて大声で怒鳴られた。その後不起訴処分となった。</li> <li>・苦情申出後、検察庁から連絡あり。「警察官に聞いたが、そのような事実はないと聞いている。今後も、取調べを適正に行うように指導した」と電話で言われた。</li> </ul>	なし	不明	福岡県
10	2020	6月	警察官が、在宅取調べの際に、調書に署名をすれば早く帰ることができるという旨を述べた(その後逮捕した)事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親の首を締めたという殺人未遂被疑事件</li> <li>・被疑者(娘)が自ら110番通報し、その後警察で取調べを受けた。署名を求められた際に訂正を求めたが拒まれ、さらに「署名すれば早く帰ることができる」という旨を言われた(録音録画なし)。その後、逮捕された。</li> <li>・逮捕後は、取調べの録音録画があった。不起訴処分で終了した。</li> <li>・被疑者には自閉症スペクトラム障害があった。</li> </ul>	あり(但し、逮捕前の任意の事情聴取時は無し)	不明	札幌

	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での録音録画	検察での録音録画	担当弁護士所属会
11	2020	9月	警察官の取調べ中、通訳人が、黙秘権を行使する被疑者に対して供述するよう、被疑者を殊更に不安にさせるような発言をした事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入国管理及び難民認定法反被疑事件</li> <li>・ 被疑者は弁護人の助言を受けて取調べ中に黙秘権を行使していた。勾留延長後の取調べで、通訳人が勝手に「ずっとこの状態であれば外にも出られない」「日本の警察は親切でベトナムの警察のように拷問などはしないから話してほしい」という旨をまくし立てた。結果、被疑者は取調べに応じて供述した。</li> <li>・ 接見中に弁護人が聴取して判明。検察庁に苦情申入れをしたところ、その後通訳人が変更された。不起訴処分となった。</li> <li>・ 取調べの録音録画の有無は確認していない。なお、検察官曰く、当該通訳人や取調べ担当警察官に事情を確認するも通訳人が勝手に話したことはない等の回答であったとのことであった。</li> </ul>	不明	不明	仙台
12	2020	11月	警察官が、弁護士選任権教示義務違反等の疑いのある取調べを行った事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母親に対する暴行被疑事件</li> <li>・ 警察官が、現行犯逮捕された被疑者に対し「50万円以上資力がある場合は後で弁護士費用を請求される」「（勾留決定後に早く弁護士を選任したかったという旨を被疑者が述べたことに対し）アメリカの法律ではないから日本ではできない」という旨を述べ、当番弁護士制度（逮捕直後から無料で利用できる）や弁護士選任権について誤った教示をした。</li> <li>・ 同じ警察官から「弁護士と何を話したのか」「次はいつ来るのか」という旨の発言をされるなどの秘密接見の侵害や、大声で「黙秘など通用しない」という旨の発言をされるなどの黙秘権侵害にあたる言動をうけた（録音録画は無い）。</li> <li>・ 苦情申入れに対する回答として、担当警察の副署長から「問題ない」との回答がなされた。</li> </ul>	なし	不明	大分県
13	2021	2月	検察官が、調書への署名を拒否する被疑者に対し、署名するよう強要した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窃盗被疑事件</li> <li>・ 被疑者が署名を拒否すると、検察官が「署名しないのは否認しているのと同じだ」という旨を告げた。</li> <li>・ 被疑者は強い恐怖を感じ、署名・指印をした。</li> <li>・ 苦情申入れをした後、担当検察官から連絡があった。録音録画を確認し、実際にそのような発言をしたことがあった。署名指印した調書は証拠請求しない予定である、との回答を得た。</li> <li>・ 当該事件は処分保留となったが、別件で追起訴見込みとのことであった。</li> </ul>	不明	あり	金沢
14	2021	2月	警察官及び検察官が黙秘、署名押印する被疑者に脅迫的な発言をした事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正アクセス禁止法等の事案</li> <li>・ 警察官調べ及び検察官調べで、黙秘権行使や署名押印拒否を非難する言動「捜査機関をなめているのか」「なぜ署名押印を拒否するのか」という旨を言って、権利行使が許されないかのような発言した。</li> <li>・ 弁護士から検察官宛に申入れをしたところ、上席検察官及び次席検事から録音録画を見たうえで、申入れとおりの事実が概ね認められたとして、改善を約束する旨の回答があった。同時に警察官に対しても改善を指導するとの約束がされた。</li> <li>・ 事案としてはその後被疑事実の一部について起訴された。ヒアリング時点では録音録画の開示を受けていない。</li> </ul>	不明	あり	沖縄

	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での録音録画	検察での録音録画	担当弁護士所属会
15	2021	2月	警察官が、供述を強要した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偽物のブランド品のバッグを販売したとされる詐欺被疑事件（否認）</li> <li>・被疑者が黙秘したところ、警察官が「認めなさい。人として。これからも先の人生があるのだから」「黙秘したからといって逃げられない」という旨を言って自白強要。「今日は余罪について聞く」という旨を述べて、任意であることも告げることなく余罪の取調べを行った。また、通常の消費貸借契約を「出資法違反だ」という旨を言って犯罪行為にあたるかのように断定して述べるなどした。</li> <li>・弁護人の申入れ後も同様の取調べが行われたが、再度の申入れ後に強要は落ち着いた。</li> <li>・申入れに対する応答はない。</li> </ul>	なし	あり	第二東京
16	2021	3月	警察官が、供述を強要した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偽物のブランド品のバッグを販売したとされる詐欺被疑事件（15番の関連事件）</li> <li>・被疑者がパニック発作ないしパニック症状のため、泣き叫ぶ等の事態になったことを認識しながら、持病に配慮せず、黙秘権を行使する被疑者に対し、「都合が悪くなると黙秘する」「民事事件で、（携帯電話が押収されているのに、紛失しているなどと）虚偽の陳述をした」「嘘をついている」「真実を言わなかった」という旨を告げて、民事事件において虚偽の陳述をしたために、被疑者が処罰されるかのような虚偽ないし不正確な事実を告知して、被疑者が取調べにおいて供述しなければならないと錯誤に陥らせ、供述を強要した。</li> <li>・弁護人が抗議したために取調べは中断され、結果的に、嫌疑不十分で不起訴になった。</li> </ul>	なし	あり	香川県
17	2021	3月	警察官が、虚偽・利益誘導にあたる発言で自白を迫った事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者が覚醒剤1.4gを所持したとされる事案。被疑者は覚醒剤の所持の事実を否認し、その所有者も知らないと言明していた。当該事案は処分保留で釈放（覚せい剤使用で再逮捕）。</li> <li>・取調官は警察官。①「共犯者と弁護士が同じだろう」「口裏を合わせてるのだろう」、②「覚醒剤の所有者を供述すれば保護してあげる」「住む場所も用意してあげる」「引越費用も出してあげる」という旨の発言があった（いずれも被疑者から弁護士が聴取）。なお、共犯者と弁護士が同じという事実はない。</li> <li>・弁護人が警察署長宛に抗議書送付（検察官に送付したかは不明）。警察から回答はない。</li> </ul>	なし	不明	東京
18	2021	3月	警察官が家族に対し自白させるよう働きかけた事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害被疑事件（一部否認）</li> <li>・被疑者が黙秘していたところ、警察官が被疑者の母に対し、「A氏が素直に話さないから勾留が長引く」「弁護士がどのようなアドバイスをするかかわからないが、犯行を認めるようお母さんから言って欲しい」という旨を働きかけた。</li> <li>・申入れに対する応答はないが、その後、家族への事情聴取は中止となった。</li> </ul>	なし	あり	第二東京

	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での録音録画	検察での録音録画	担当弁護士所属会
19	2021	4月	警察官が、責任能力が争点となり得る殺人被疑事件で、録音録画義務の回避のために逮捕を遅らせた可能性のある事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人（女性）が生後11ヶ月の長女を殺害したという殺人被疑事件</li> <li>・起訴前の精神鑑定は完全責任能力を示唆する内容だったが、弁護士は心神耗弱の主張を行った。責任能力以外の公訴事実に対する争いはなかった。</li> <li>・起訴後の証拠開示段階で、緊急逮捕直前の録音録画不実施の取調べ及び調書作成の事実が判明。当該調書を検察官が証拠請求していた。その時点で弁護士は、苦情申入れを所轄警察署長及び県警本部宛に行ったが、ヒアリング時点まで捜査機関から何らの回答もない。</li> <li>・問題の取調べで作成された供述調書は、長女の殺害動機や経緯等を説明する内容を含んでおり、争点である責任能力との関係では被告人に不利益（動機の了解可能性があるといった心証につながり得る。）な内容であると弁護士としては考えた。</li> <li>・同頃、公判前整理手続において、苦情申入書と同様の問題点を指摘して、任意性を争う旨の証拠意見書を提出した。検察官から本問題点に関する意見（弁明）はなく、裁判所も特段問題視する姿勢はないまま、被告人質問を先行して採否を決めるとの扱いとなった（その時点で、検察官としても撤回する見込みだったのではないかとの印象）。</li> <li>・公判での被告人質問では、問題の取調べの場面でのやりとりやその際の供述内容についての言及はなく、その後、検察官が調書の請求を撤回した。</li> </ul>	あり（但し、逮捕前の任意の事情聴取時は無し）	不明	釧路
20	2021	4月	警察官が、「客観的証拠は出ている」という旨を言って自白を強要し、「私たちと弁護士のどちらを信じるのか」という旨を言って弁護士選任権を侵害した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知人の恋人に対する強制性交等被疑事件（否認）</li> <li>・被疑者が黙秘していたところ、警察官が「友達に相談して弁護士を選んだ方がいいのではないか」「私たちと弁護士のどちらを信じるのか」という旨を言って弁護士選任権を侵害した。また、「何の意味があって、黙っているのか」「家族のことを考えるのであれば、どのような対応した方がいいか考えた方がよい」「客観的証拠は出ている。そのままでもいいのですか」「私はどちらでもいいし、話さなくてもいいが、Aさんのことを考えたらそのままでもいいのか」という旨を言って供述を強要した。</li> <li>・申入れ後、担当警察官が交代。不起訴。</li> </ul>	なし	不明	第二東京



	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での録音録画	検察での録音録画	担当弁護士所属会
21	2021	6月	検察官（特捜部）が黙秘権を行使する被疑者に対し、1か月以上にわたり、連日、長時間、脅迫的言動を繰り返した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺・会社法違反被疑事件</li> <li>・黙秘権を行使している被疑者に対し、長時間・多数回にわたる取調べで、精神的苦痛を与える発言（黙秘は検察に対して喧嘩を売っている、徹底的にやる、反省が見えない、有罪で刑務所に行くことが確定だ、再逮捕もあり得る、子供が微妙な時期で心配だ、反社会的勢力と同じ、検察の上層部は本当に冷たいから、黙秘の場合は淡々と100件でも立件する、皆を敵に回してあなたは有罪となる、罪状からしたら、1件で10年、2件で15年になる、自首してくる人間は適正に配慮する、再逮捕されればまたマスコミにも報道される、1年から2年は今のままで、そこから出られずに裁判を受けて、そのまま刑務所に行く、我々の知らないことまで話をしたり、やっとプラスマイナスゼロになる、われわれ捜査のことをなめている、私の言っていることは信用できないのか、どうせ話しても嘘を話すのだろうけど、保釈は絶対に無理、そのまま裁判で相当に重い罪になる、たちの悪いやくざの親分のような、黙秘では裁判で大きな恥をかく、麻薬の密売人の親分でさえ必死になって最後は私に話した、いずれにしても必死にならないとためだ、とにかく全てを話して検察に任せなさい、今後どれだけ立件していくか想像もつかない、求刑を決めるのも我々だ、私自身が本当に反省してるのだと思わせることしないと人生が台無しになるという旨）を繰り返した。</li> </ul>	なし（検察官独自捜査事件）	あり	第二東京
22	2021	6月	検察官が、事件関係者から被疑者宛てに手紙を書かせてそれを見せながら取調べを行い、黙秘をさせないようにした事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取調べに対して黙秘をしていた被疑者に対して、検察官が関係者（逮捕・勾留中）のところに赴き、当該被疑者宛ての手紙を書かせて、それを証拠物と称して取調べで示した。その中身は「検察官の言うことを聞け」「黙秘をするな」という旨の内容だった。</li> <li>・被疑者については接見禁止決定が付されていた。</li> <li>・検察庁に抗議をしたところ、特に回答はないものの、事件は不起訴になった。</li> </ul>	なし	不明	第二東京
23	2021	6月	警察官が、長時間の取調べを行い、黙秘権を侵害するような発言をした事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居する子（成人）に対する暴行（DV）被疑事件。被疑者には適応障害等の精神疾患があった。</li> <li>①午後3時から午後11時まで参考人として取り調べ、午後11時に逮捕した後も翌午前4時まで取調べ。</li> <li>②「精神障害者手帳はないの？」という旨の発言を、威圧的かつ侮蔑的な言い方でした。</li> <li>③その後、黙秘に転じると、「弁護士に言われたのか」「なんでそんなことするのか」という旨の発言を威圧的な言い方でした。録音録画なし。</li> <li>・申入れに対し、主任検察官から回答。指摘の言動はあったが、威圧的な態度などはとっていないという回答。ただし検察官から被疑者の特性や黙秘権に配慮するよう指導した、と説明があったとのこと。</li> <li>・略式請求で終わった。</li> </ul>	なし	不明	東京
24	2021	6月	警察官が、「あなたがやったのだろう」という旨を言って余罪の供述を強要した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺の受け子事案</li> <li>・取調べ時に交通系ICカードの履歴を示し、余罪につき「あなたがやったのだろう」「早く言え」という旨を言って威圧し、被疑者が覚えていないという「ふざけるな」「しらばくれるな」「反省してないではないか」という旨を言って威圧・人格否定を繰り返した。</li> <li>・申入れ後は担当警察官交代。申入れに対する応答はなし。</li> </ul>	なし	不明	第二東京

	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での録音録画	検察での録音録画	担当弁護士所属会
25	2021	7月	警察官が、黙秘する被疑者に対して脅迫を用いた事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1被疑事件（強制わいせつ）では取調べで供述しているが、処分保留釈放後に第2被疑事件（別の女兒に対する強制性交等未遂）で逮捕されたのを機に完全黙秘。第1被疑事件及び第2被疑事件での起訴後1カ月ほどたった時期に、第3被疑事件（第2被疑事件の女兒に対する強制わいせつ）で3度目の逮捕がされ、その後、第4被疑事件（別の児童に対する強制性交等及び児童ポルノ製造）で逮捕された。</li> <li>・第4被疑事件での勾留2日目に、警察官が「ここまで状況が悪くなったのは、あなたがここまで黙秘を続けたからだ。今後黙秘を続けたらどうなるか分かるだろう」という旨を言うなど脅迫的な言動を用いる取調べを行った。同日、弁護士が苦情申立てを行った。</li> <li>・苦情申立ての1週間後に検察官が被疑者を聴取した際に、検察官が「警察に対する取調べの抗議について教えて下さい。書いてあることにわからないところがあるから説明してほしい。内容によっては警察に指導しなければならぬ」という旨を述べ、被疑者は「黙秘を続けると今後どのような状況になるか分かるだろう」という旨を言われたと説明。検察官は、「それは、黙秘を続けると、被害者に反省が伝わらないといった旨の意味ともとれる」という旨を述べた。</li> </ul>	不明	不明	和歌山
26	2021	7月	警察官が、弁護士を変更するよう働きかける弁護士選任権侵害をした事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有印私文書偽造・同行使被疑事件</li> <li>・被疑者が黙秘していたところ、警察官が「B先生（先行して逮捕された共犯者の弁護士）とA先生（当職）は知り合いなのではないのか」「国選弁護士でなくていいのか」という旨を言って弁護士選任権侵害。</li> </ul>	なし	あり	第二東京
27	2021	9月	警察官が、調書への署名を拒否する被疑者に対し、偽計・脅迫により署名するよう強要した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺被疑事件</li> <li>・故意及び共謀を否認。</li> <li>・被疑者が供述はしつつ供述調書への署名押印を拒否していたところ、「拒否を続けたら再逮捕を繰り返す」という旨を示唆（「署名押印しなければ再逮捕するとは言わないが、自分のために調書への署名押印に協力してほしい」という旨の発言）。供述調書について、「刑事裁判で主張を詳しく伝えるためには供述調書の署名押印が必要」「後で供述調書の署名押印しなくなったという事実経過は裁判官が不審に思う」という旨を言って供述調書についての虚偽の説明をして署名押印を強要した。</li> <li>・弁護士が苦情申入れを行ったところ、取調官の上司（刑事第二課長）から「調査の結果、違法行為は確認されなかった」との口頭の回答があった。</li> <li>・その後、不起訴処分となった。</li> </ul>	なし	不明	山形県



	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での 録音録画	検察での 録音録画	担当弁護士 所属会
28	2021	11月	警察官が性的な発言を繰り返したり、「黙秘権の行使は一人の間としてどうかと思う」という旨を言って供述を強要した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産直後の子を殺した殺人被疑事件</li> <li>・ 被疑者が黙秘していたところ、警察官が「黙秘をすることは本当に無責任だ。現実から逃げている」「事件に向き合おうとしていない」「赤ちゃんがかわいそう」「何の力もない赤ちゃんの人生を奪う権利などなかったのではないか」「赤ちゃんの人生はなくなったのにあなたの人生はある」「黙秘権というのは与えられた権利であるが、一人の間としてどうかと思う」という旨を言って怒鳴って自白強要。</li> <li>・ 本件の弁護士選任前（当初死体遺棄で逮捕され別の国選弁護士）の取調べにおいて、警察官が「自分は風俗店の捜査をしたこともあるが、（風俗で働く女性は）性行為が好きだからやっているのだろう」「ガリガリだからふっくらした方が男は好きだ」「首をしめられると興奮するのだろう」（腰ひもがきついか問われて大丈夫と答えた被疑者に対して）「しぼられるのが好きなのだから、そうなのだろう」という旨を言って、被疑者の人格を蹂躪する性的な発言を繰り返した。</li> <li>・ 申入れ後出房を拒否し、取調べ自体減った。その後、鑑定留置を経て起訴。</li> <li>・ 苦情申入れに対する回答はなし。</li> </ul>	あり	あり	第二東京
29	2022	5月	警察官が、脅迫的な言動で、黙秘権の侵害、自白の強要をした事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被疑者が、他の暴力団関係者と共謀して、喫茶店に賭博を行うためのスロット台を設置するように求めたという強要未遂被疑事件</li> <li>・ 逮捕の約1年前に発生した事件。逮捕直後から被疑者は否認（記憶にない）。被疑者国選事件として担当弁護士が受任。</li> <li>・ 弁護士の指示で黙秘していたところ、取調べ担当者から、「このような態度なのであれば徹底的にやる」「今後別件などで逮捕していく」「色々ある。私が数えるだけでも6件はある」「マスコミに出たら仕事も家族も大変なことになる」「家族や子どもが、周りの人に、お父さんはヤクザだと言われる」という旨の暴言で黙秘権の侵害や自白の強要。</li> <li>・ 問題の警察の取調べについては録音録画の実施はなし。弁護士から被疑者ノートを読み取り、問題発言は被疑者ノートの記載からも確認した。</li> <li>・ 担当弁護士から警察（公安委員会含む）、検察に書面で苦情申入れ（可視化申入れも含む。）を行った。</li> <li>・ 翌日から取調べは行われなくなり、被疑者は処分保留釈放となった。</li> <li>・ 申入れの翌日、検察官から弁護士に連絡があり「申入書記載の趣旨のような発言はあったようなので今後気を付けるよう注意した」との回答。</li> <li>・ 公安委員会からも連絡があり、弁護士から被疑者に連絡して調査に協力する旨を回答。その後、公安委員会から書面で回答があり、「詳しく話を聞くことになる」「地元紙に名前が出たら暴力団関係者と見られるので関係を断ち切るべきだ」と訴えたことはあるとのことであったが、監督対象行為は認められなかった等の内容だった。</li> </ul>	なし	不明	沖縄

	年	月	取調べの問題点	担当弁護士から報告された事案の概要等	警察での 録音録画	検察での 録音録画	担当弁護士 所属会
30	2022	6月	警察官が、未成年の被疑者に対する脅迫的な自白の強要をした事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴行、恐喝被疑事件。未成年の被疑者。</li> <li>・黙秘する被疑者に対して、（被疑者はやくざの話など持ち出していないのに）「あなたのみとめないのであればヤクザに捜索に入ることになる。そうなればあなたは100%殺される」「私に逆らったら、また逮捕する。これまでも、そのようにして逮捕した人が何人もいる」という旨を言うなど、脅迫的な自白の強要があった。</li> <li>・弁護士が苦情申入れを行ったが、担当検察官からは「警察に確認したがそのような事実はないとのことであった」との電話連絡があった。</li> </ul>	なし	不明	愛知県